

平成 26 年度 第 2 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 35 号

平成 26 年第 2 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 6 月 10 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 26 年 6 月 20 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 26 年度第 2 回まんのう町議会定例会会議録（第 4 号）

平成 26 年 7 月 4 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 16 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 本屋敷 崇	8 番 白 川 年 男
9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
11 番 藤 田 昌 大	12 番 松 下 一 美
13 番 三 好 勝 利	14 番 大 西 豊
15 番 川 原 茂 行	16 番 関 洋 三

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

9 番 白 川 皆 男	10 番 大 西 樹
-------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高 嶋 一 博	税 務 課 長	田 岡 一 道
住民生活課長	森 末 史 博	福祉保険課長	川 田 正 広
会計管理者	仁 木 正 樹	健康増進課長	奈 良 泰 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	産業経済課長	久留嶋 一 之
琴南支所長	雨 霧 弘	仲南支所長	和 泉 博 美
学校教育課長	尾 崎 裕 昭	社会教育課長	脇 隆 博
水道課長	天 米 賢 吾	地籍調査課課長補佐	岸 本 広 宣

○関洋三議長 おはようございます。

今回の定例会も最終日を迎えることになりました。まずは報告からさせていただきますが、執行部、地籍調査課長、高橋守君欠席のため、課長補佐、岸本広宣君が出席しておりますので、御報告します。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、地方自治法第162条の規定に基づく議案1件、続きまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づく議案2件、地方自治法第182条第1項の規定に基づく議案1件、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案件1件を受理いたしました。

次に、会議規則第17条の規定に基づく議案1件、続きまして、会議規則第14条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、総務常任委員長、予算決算特別委員長から会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

それでは議会運営委員会の6月定例会最終日の運営に関する報告を申し上げます。

7月3日、午後4時より、第1委員会室におきまして、町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員5名が出席いたしまして、6月定例会の運営について慎重に審議いたしました。その結果を御報告いたします。

教育民生常任委員会、建設経済常任委員会につきましては付託案件がありません。会議規則第41条第3項により、本会議に諮って委員長報告を省略することができる。また、議員全員で構成する特別委員会の委員長報告を本会議に諮って省略することができるとなっています。議会運営委員会では本会議で諮ることになりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
日程第2	会議録署名議員の指名	
日程第3	教育民生常任委員会の委員長報告	教育民生常任委員長
日程第4	建設経済常任委員会の委員長報告	建設経済常任委員長
日程第5	付託案件の委員長報告	総務常任委員長
日程第6	付託案件の委員長報告	予算決算特別委員長
日程第7	政策充実特別委員会の委員長報告	政策充実特別委員長
日程第8	P F I 事件対策特別委員会の委員長報告	P F I 事件対策特別委員長
日程第9	議案第1号	まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第2号	まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第3号	まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第4号	まんのう町税条例の一部改正について
日程第13	議案第5号	平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号
日程第14	議案第6号	副町長選任の同意について
日程第15	議案第7号	監査委員（識見を有する委員）選任の同意について
日程第16	議案第8号	監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について
日程第17	選挙第1号	まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
日程第18	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第19	閉会中の継続調査について	

以上の日程で意見の一致を見、午後5時、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

7番、本屋敷崇議員。

○本屋敷崇議員 一点、今、全国的に集团的自衛権に関する意見書というのが、国のほうに各地方自治体から出されているんですが、当然、我が町のほうにも集团的自衛権の部

分における意見書が出てきているとは思いますが、当町の取り扱いは、今、どうなっているのかの部分をお願いします。

○関洋三議長 6番、白川委員長。

○白川正樹議会運営委員長 意見書につきましては、議長預かりとなりました。以上です。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

7番、本屋敷崇議員。

○本屋敷崇議員 今、集团的自衛権においては、各メディア等ではポイント・オブ・ノー・リターンといわれるぐらい、日本の歴史にとって大きな遺恨を残すのではないかとされている部分でありまして、当然、地方議会としてもそれなりの対応をしなければならないということで、全国から200近い意見書が上がっておるわけです。香川県は上がっていないのは確かであったと思いますけれども、やはりうちとしてもそれなりの対応をすべきではなかったのかなと思うんですけれども、議長預かりとした理由を教えてくださいと思います。

○関洋三議長 6番、白川委員長。

○白川正樹議会運営委員長 議長預かりの理由ですね。議会運営委員会委員5名、慎重審議いたしました結果、議長預かりということになりました。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、9番、白川皆男君、10番、大西樹君を指名いたします。

日程第3 教育民生常任委員会の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第3、教育民生常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の教育民生常任委員会につきましては付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第4 建設経済常任委員会の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第4、建設経済常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の建設経済常任委員会につきましては付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月27日、第1委員会室において、委員全員出席し、執行部より町長、副町長、所管課長全員の出席のもと、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号から議案第4号までの4議案で、本会議に引き続き、執行部より詳細な説明がありました。

議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、委員より、公民館等で勤務する職員について、休日が特別な形態であり、年末年始や月曜日などの本来休館となっている日に出勤することとなった場合の振替休日の取得について、雇用主として十分配慮を行うべきであるとの意見がありました。

議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、委員より、通勤手当の算定基準となる距離を片道5キロメートルきざみに設定した根拠について質疑があり、執行部より、国・県の手当に準じたこと、税金の課税判断を行う限度額表も考慮して設定を行ったとの答弁がありました。

議案第3号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、委員より、仮に原発事故が発生した場合、従事者に支給する勤務手当についてはどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、新規に条例を制定して対応することとなるとの答弁がありました。

また委員より、家畜伝染病予防法による防疫対策は県の所管であると思われるが、町職員が手当の対象となる業務は何かとの質疑があり、執行部より、窓口は産業経済課で、まんのう町で事案が発生した場合において連絡調整や防疫作業を行うことが想定されるが、事態によっては課員以外の職員を出動させることもあるとの説明がありました。

委員より、本条例の施行時期について、手当の対象となる学校行事等が日常的に行われていることから、議決日をもって施行するべきであるとの旨の附則部分に対する修正案が提出され、質疑、討論を行い、まず修正案について採決した結果、全会一致で修正案のとり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く部分について採決した結果、全会一致で可決すべきものと決定

いたしました。

議案第４号 まんのう町税条例の一部改正につきましては、執行部より、税条例改正に伴う影響額について、試算では平成２６年度の法人住民税で８１１万８、１００円の減収、平成２７年度の軽自動車税で２７０万２、２００円の増収を見込んでいるとの説明がありました。

委員より、軽自動車税の未収対策や農耕作業用自動車のナンバー登録などについて質疑や意見があり、執行部よりそれぞれ説明がありました。

以上、付託されました案件につきまして慎重に審議し、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第７７条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第１号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、全会一致で可、議案第２号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、全会一致で可とする。議案第３号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、全会一致で修正可、議案第４号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、１１時４７分、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第６ 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

○関洋三議長 日程第６、付託案件の予算決算特別委員会委員長報告の件を議題といたします。

会議規則第４１条第３項の規定により、議員全員で構成する予算決算特別委員会の委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第７ 政策充実特別委員会の委員長報告（政策充実特別委員長）

○関洋三議長 日程第７、政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

会議規則第４１条第３項の規定により、議員全員で構成する特別委員会の委員長報告を

本会議で省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定しました。

日程第8 PFI事件対策特別委員会の委員長報告（PFI事件対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第8、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

恒例により、委員長の報告を求めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

7番、本屋敷崇委員長。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 それでは、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る6月29日にPFI事件対策特別委員会を行いました。議題は、昨年12月よりお願いしていたPFI事業において施工した新中学校、図書館、体育館等複合施設の図面照合の調査が6月末をもって終了することに伴う調査委員長である中田愼介高知工科大学名誉教授からの調査結果の報告と今後についての協議です。

まず、10時より委員会を開会し、委員に説明を行っていただきました。説明では、3月に御報告いただいた構造部分以外の仕上げ、外構、設備部分の調査をした結果、図面の不整合箇所は、確認が必要なものが仕上げ、外構部分において約1,100カ所、電気等の設備機器において約120カ所あり、これらの確認を行うためにも現在のでき上がった施設と竣工図面との整合調査を行う必要があるとのことであり、当然、委員会としてもそれらの調査を行う必要があると考えていることから、7月中旬をめどに2次調査の契約を行うことを確認いたしました。

また、同日13時30分より住民の皆さんに中田教授より説明をしていただきました。

説明を受けた後、住民の皆さんより質問があり、現在の問題に決着がつくのはどれくらいになるのかという質問があり、中田教授の説明にもあったように、PFI事業が建設費と維持管理費の両方を合算した予算で契約していることを考えれば、建設段階において当初の性能が担保できるものでなければ全体予算が変わってくることも考えられる。そのことを考えれば、現在の調査をしっかりと行う必要があること。しかしながら供用開始をしていることを考えれば、スピード感を持って調査をすることが必要と答弁を行っております。以上、委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

1番、竹林議員。

○**竹林昌秀議員** 委員長にお願いしたいです。本議会が相手方会社に対してどのように求め、どのような対応がなされたのか、町民に報告していただきたいと存じます。お願いします。

○**関洋三議長** 答弁、7番、本屋敷委員長。

○**本屋敷崇PFI事件対策特別委員長** 委員会を開いてしていないことですので報告はしておりませんでしたが、さきの委員会において、今回の契約に係る相手方に対して、何社かの方にこれから事実確認をさせていただきたいということで、参考人招致を議長名で送らせていただいております。その結果、送った会社、今現在、1社を除き返答が来ておりまして、来週、7月8日に日程を調整し、その後、各社に来ていただくということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○**関洋三議長** 委員長の終わりましたが、質問、1番、竹林君。

○**竹林昌秀議員** 当PFI特別委員会が議会のこの事件に対する対応方針を合意形成に至ったと思っております。その内容を町民の皆様にお伝えください。

○**関洋三議長** 答弁、7番、本屋敷委員長。

○**本屋敷崇PFI事件対策特別委員長** 初日に合意した部分は委員長報告として報告しておりますので、よろしくお願いします。

○**関洋三議長** 委員長答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○**関洋三議長** 日程第9、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○関洋三議長 日程第 1 0、議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 3 号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

○関洋三議長 日程第 1 1、議案第 3 号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。

修正案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。

総務常任委員会の修正案について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

まず、総務常任委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいまの可決した修正部分を除く原案について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

次に、ただいまの可決した修正部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

したがって、修正部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第４号 まんのう町税条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１２、議案第４号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案整理のため、議場の時計で１０時１０分まで休憩をいたします。

休憩 午前 ９時５０分

再開 午前１０時１０分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開します。

日程第１３ 議案第５号 平成２６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号

○関洋三議長 日程第１３、議案第５号 平成２６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

本議案に対しては、本屋敷議員ほか１名から修正の動議が提出されております。この動議は１人以上の賛成者がありますので成立いたしました。修正動議は配付のとおりであります。

それでは、提案者から提案の理由説明を求めます。

７番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 議案第５号 平成２６年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第１１５条の２及び会議規則第１７条第２号の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

発議者、まんのう町議会議員、本屋敷崇、藤田昌大。

議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号に対する修正案。

議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の一部を次のように修正する。

第1条中、1億8,771万円を3,771万円に、94億3,171万円を92億8,171万円に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入の部分、繰越金補正額1,351万2,000円を551万2,000円に、町債1億6,290万円を2,090万円に、歳入合計1億8,771万円を3,771万円に、歳出、教育費、幼稚園費1億5,000万円をゼロに、歳出合計1億8,771万円を3,771万円に改めます。

平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号に対する修正案に関する説明書としまして、歳入歳出予算案事項別明細書の1、総括をお開きください。

この部分、歳入部分、歳出部分ともに、先ほどの部分と同じですので割愛させていただきます。

さらに歳入2、歳入部分をお開きください。

繰越金、前年度繰越金2億1,351万2,000円を2億551万2,000円に改め、町債8、教育費の部分の合併特例債1億6,290万円を2,090万円に、幼稚園整備費、幼稚園施設整備事業債を1億4,290万円をゼロにいたします。

歳出の部分としては、教育費、幼稚園建設費における補正額1億5,000万円をゼロに改めるものです。これにおいては1億4,200万円の特定財源をゼロに、一般財源の800万円をゼロにするものであります。

それでは、このたび修正を行う部分において、なぜ修正を行うかの提案理由を述べさせていただきます。

この予算は、昨年度の3月補正において可決した5億5,000万円の施設整備費を増額補正するものでありますが、3月補正においてもまんのう町にとって重要な施設整備であり、3月補正に入れるのは時間的な余裕がなくなるものでいかなものかというような意見も出ていたこともあり、執行部より、執行に当たっては議会が納得できるように詳細を逐次報告するという答弁をいただいていたものであります。

しかしながら、ことし6月に入り、全員協議会において、昨今の公共建設の値上がりに伴い、当初の予算であった5億5,000万円で設備することが難しく、建設費の増額は約2億円であり、2億円では大き過ぎるので、当初の予定であった太陽光発電システムを除き1億5,000万円の増額とするとの報告を受けておりました。

当初、全員協議会において、約35%もの増額であるので、増額の原因を示した資料の提出を求めておりましたが、その後の全員協議会においても納得できる資料の提出はありませんでした。

6月議会に入り、予算決算特別委員会において協議を進めてまいりましたが、委員会においても明確な資料の提出はなく、執行部の説明においても、最終的に図面ができた状態で金額が出てきたものであり、設計事務所にほぼ丸投げの状態であったことを認め、金額の精査も行っていないとのことであります。

当町は一昨年整備した新中学校、図書館、体育館の施設において不名誉なふぐあいが起きている状況であり、この事業も執行部の関与が薄く、丸投げ状態であったことも一つの要因として議会でも指摘し、その後の事業においてはそうならないように専門家の臨時職員を雇うなどして対策を講じていくと町長よりお答えをいただいております。

しかしながら、今回の議案説明においてそのような対策はなく、ほぼ設計士の言い値であることがわかっております。

他の予算においては、当町の財政は厳しいとの説明から厳しい審査を行っているにもかかわらず、今回の予算では、厳しい審査とほど遠い状況であることは多くの議員諸兄も認めているところであります。

予算審議の中において、時間がないからもういいではないかというような意見が出ておりましたが、私たち公共が支出しているお金は町民の血税であり、地方自治法第2条には、公共団体においては最小の経費で最大の効果を求めなければならないと明記されていることから考えても、説明のできない事業、しかもこのような多額の税金を投入するものにおいては、時間がないなどの議論が通じるはずがないことは自明の理であります。

当然、この事業は予算案から外し、再度、仲南地区の未来ある子供たちのためによりよい施設を提供できるように最大限の努力を行う必要があることから、修正案の提出を発議させていただきます。以上です。

○関洋三議長 これをもって、7番、本屋敷崇君の提案理由の説明を終わります。

これより、修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

三好勝利議員。

○三好勝利議員 粛々と修正動議の分は十分わかります。全くべらぼうで間違いのないというのは、皆さん承知しておると思います。ただ、それが全て通って、この大きな事業をおくらすと。これはここの意見であって、我々はやはり将来教育を担う、本当に町を担う乳幼児の対策というのは本部でも大きく叫ばれております。きょうも新聞に載っておる。教育長、きょうの新聞見ましたか。5歳児を、今度、教育に変えと。あと保育所のほうを、結局、近い将来やけど無料化にすると。約8,700万円の経費が要るそうです。だからそれに対する我々は判断をしとるわけです。だから反対修正というのはわかります。わからんでもない。ただし我々は、きのう、あれだけの時間を何日も時間を費やして費やして、議員の圧倒的な賛成を得てここまで来ておるんです。それだから結局修正には応じられませんというのが私の意見です。わかりますか、意味が。わからなかったら言ってくださいよ。

○関洋三議長 委員長に対する質疑をお願いします。

○三好勝利議員 質疑は、結局、だから私が言ったでしょうが。なぜそういうあれを出したかと言ひよる。今の意味でわからんですか。私が言うた意味がわからん。

○本屋敷崇議員 わかりません。

○三好勝利議員 わからなかったら、それでええやないですか。理解ができんの。

○関洋三議長 委員長じゃなくて、提案者に対する。

○三好勝利議員 提案者に対する質疑したわ。質疑したけど、私はそういうんで、結局、修正はかけられませんか。必要ですというあれをしたん、それ、意味がわからん。意味がわからんのは個人の私見じゃろうが。何を言ひよん。何で意味がわからん。

○関洋三議長 質問、よろしいですか。質問を打ち切ります。

そしたら提案者、答弁。

○本屋敷崇議員 うちの議会、反問権がありますので、ちょっと反問させていただきま
す。

質疑の内容がわからないんで、再度、どの部分において、私の修正案のどこがおかしい
というところを明確に聞いていただきたいんですが、議長、よろしくお願いします。

○関洋三議長 はい、わかりました。

それでは、もう一度、提案者に対する質疑ということで。

○三好勝利議員 提案者に対する質疑やろ。今、言うた意味がわからんのな。

○関洋三議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 執行部も肅々とやって、この全般の社会情勢を見たら、他町において
はそれを本当に早くやらなかった人件費の高騰、設備の高騰があるから早くやらなんだら
いかんというんで、結局、執行部が出してきたのに私は賛成した。それに対する修正を出
しとるんですよ。私の質問の意味がわからんの。わからなんだらわからんで、もう一回、
言うたらええがな。私が言うたやろ。早くやらなんだら、何ぼでも金が要りますよと。今
であつたら1億5,000万円を削って流したらええがという意見でしょ、反対は。どん
なんな。

○関洋三議長 ただいまの提案理由に対する質疑。

○三好勝利議員 質疑やがな。あんたに対する質疑や。何がいかんの。

○川原茂行議員 討論と違う。

○三好勝利議員 何が違うん。何が違うの、討論と。横の者が要らんこと言うことない
がな。私が聞つきよるんだから、議長が裁決したらええんじゃ、それで。どんなん、私が
間違ってたら謝りますわ。何がいかんの。

○関洋三議長 今の。

○三好勝利議員 他人が要らんこと言わんでええが、そこで。

○関洋三議長 提案者に対する質疑に徹してください。

○三好勝利議員 私が言ひよるときに、ほかの議員がごそごそと、やじならええけど、
そういう要らんことを言うからおかしくなるんですよ、この議会は。

○藤田昌大議員 質疑をせえ、そんだけじゃ。

○三好勝利議員 議長、退場させてよ、あんなん。

○本屋敷崇議員 議長、整理してください。

○三好勝利議員 要らんことを言うな、要らんことを。人が反対動議も修正動議も一生懸命、私もそれに対する反対を一生懸命やっとなんやから、それをあざけ笑うような発言はいかん。

○関洋三議長 三好議員、討論がありますので、討論に参加してください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ないようでしたら、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。ただいまの提案者の修正案に対する反対討論から始めますので、反対討論はありませんか。

三好勝利議員。

○三好勝利議員 だからさっきも言ったでしょ。意味的には、全然不合理ではない。合理性はあるけど、やはり世間の一般の常識を考えたら、もし早急にやらなければこれが達成できない補助金絡みであると。そういうことも理解せんと、ただ予算が悪い悪いというんでは、やっぱりそういう修正には応じられません。これでいかな、何が悪いん、これで。私の意見じゃがな。意見が悪いんやったら、議長、言うてみな。反対やがな。修正案に対する反対やって。私は修正に反対します。それで何が悪いん。

○関洋三議長 それでは、三好勝利議員の反対討論を終わります。

続きまして、賛成討論を求めます。

藤田議員。

○藤田昌大議員 賛成討論を行いますので、冷静に聞いてください。

本屋敷議員が言ったように、私も、過去、P F I 事件の問題でいろいろ起こって、この問題については慎重にやってくれという申し入れは町長にやったと思います。その中で、今議会が構成されたのが4月末でありまして、5月1カ月間、十分全員協議会なりそういうことを説明する機会があったと思うんです。その間、一切行わなくて、急に6月6日出してきたということについて、それで今、時間がないから時間がないからといって、時間をなくしたのは執行部なんです。それを助長したのは議会の執行部なんです。だからそういった部分では、1カ月間の中に努力する期間があったはずなんです。それを6月議会に出してきて、急にせえせえせえせえ言われたら、P F I の二の舞を踏むんかという僕らは心配がありました。そういうことで、町長にずっと申し入れてきて、予算決算委員会も嫌というほど皆やったと思うんです。その中で、ますます予算決算委員会をするたびにいろんな問題が起きてきたんです。その問題にずっと冷静に答えられれば、明らかになれば私たちも賛成するんです。その答えが1日待て、2日待て、1週間待て、そういった部分ばかりだったんです。だったら、この問題を本当に教育委員会、総務課長、ちゃんとか

かわってやったんですかということになりますよ。そして、真鍋令建築設計事務所を呼んだときの設計事務所の答弁が、あの答弁であれば、川原議員がくしくも言いましたように、丸投げの設計でやったんじゃないかという、そういう疑いがますます強くなりました。そして、委員会の答弁が町長の答弁ばかりであって、教育長なり総務課長の答弁が少なかったんです。これ、教育施設の建設であります。ですから私も言いましたけれども、今、幼保一元化というのが叫ばれてます、中央では。一元化できんから、まんのう町では一体化という言葉で幼稚園教育と保育所の保育を一体化しようという教育をなされてますよね。それで、今、きょうも三好議員が言われたように出されましたけれども、まだまだ中央の方針が決めてなくても、新しい保育所、幼稚園の一体化したものをつくるんです。つくるんであれば、当然今の流れの中では、そういった執行部の主導性が要と思うんです、私は。それにのっとった部分を出してほしいんですけど、残念ながら案として4つの案が出されましたよね。いろいろな幼児教育についてはこうこういったこと、保育についてはこうこうのことをやりますというのが出されましたけれども、残念ながら、きちっとした主導性がないという部分がありました。

そしてもう一つ、修正案の一番大事な部分については、今さらやって、今年度の3月に本当にできるんですかという疑問があるんです。そうでしょ。中学校のときも私も言いました。こんなに慌ててせんと、震災があったから1年間延ばしてもいいじゃないですかと。そういったときは、ちゃんと材料を調達してできますいうて答弁したんです、あのとき。ところがあけてどうですか。材料がないからこうなりました、こうなりました、こうなりましたいうて、まともな経過を踏まえた説明は全然ないんですよ。そうでしょ。ほんだら後で体育館の壁がはがれたときに、これだけありましたいうて、これだけでなかったんですよ。ほんで議員がはがしたら、物すごくふぐあい箇所が出てきたでしょ。その経過を僕はまた踏むんかということをや心配しとるんです。今からやって、注文して、設計をしてやったらどなんなるんですか。8月でしょ、大方契約完了するのが。そこから9月からやって、半年であんな6億もの施設をやるんですか。7億ですかね、今の部分で。

それからもう一つは、きのうの町長の私たちへの答弁の中に、太陽光は9月補正でやりますと言いましたよね。太陽光を乗せるようになったら、また設計変更でしょ。今の部分ではできんはずなんです。そういった不明瞭な部分がいっぱい出てきて、もうちょっと慎重に議会に、僕ら、反対しとるんと違うんですよ、建てることを。建てるなら後悔せんように、議会が満場一致でできるようにやってくださいと。そういうことをやっているんですから、ぜひそういった立場で、この議案を取り下げて、別に僕はしても、この幼稚園問題だけで臨時議会を持ってもええと思うんです。そういった執行の仕方もあるはずなんです。ですから、もうちょっと強引にやる議会のやり方を、議会制民主主義を大事にしてください。

ただ、26年度の3月までには完成せないかんのじゃいう根拠が僕はわからんです。確かに求めているものはわかります。ただ、その中で十分なものをせえやいうて、それは

できませんよ、業者自体が。そういったことも考えて、やっぱり P F I 事件の部分の二の舞を踏まないという町長が約束したじゃないですか。それをほごにしているんですよ、説明しなかったことは。やっぱりそのことは一番重要でありますので、私、この本屋敷議員の修正動議に賛成の立場で意見を述べますので、慎重に対応してほしいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○関洋三議長 藤田議員の発言を終わります。

ほかに反対討論。

1 番、竹林議員。

○竹林昌秀議員 1 番、竹林昌秀です。修正動議に反対の意見を述べさせていただきます。

修正動議は、仲南の幼保一体化施設の補正予算を削除する内容であります。早急に幼保一体化施設の建設を一步前進させることが大局観に立つと考えます。

斉藤教育長から幼保一体化施設の効果を発揮する保育、教育体制を編成して、これまでの保育と教育の課題を乗り越える計画を次の議会に説明するとの回答がありました。

町長からは、入念な設計審査を行い、施工管理を高い専門性でもって実施する陣容を整える確約の答弁がありました。

予算追加の根拠は、契約を承認する次の議会という関門がございます。それまでにより一層の説明責任を果たすと明言されておりますので、契約承認の議会のハードルを越えられるよう、執行部方の献身的な努力を求めたいと思います。

一方、幼児教育、少子化対策、安心できる保育と質の高い幼児教育を推進するために、整備予算を認めることが大局観に立つと考え、修正動議に反対の意見を述べさせていただきます。以上です。

○関洋三議長 以上で、竹林昌秀議員の発言を終わります。

これに対しまして、賛成討論を求めます。

川原議員。

○川原茂行議員 1 5 番、発議に賛成をいたします意見を申し上げます。

まず、一番不明瞭な点、これをお互いに仲南の幼保一体化に向けては全員で努力いたしております。建設に努力いたしております、議会は。ただし執行部がなぜ早く対応してこなかったか。時間がないから何とかならないかというのが、これは民主主義のルールに反しております。やはりお互いに意見を十分出し合って、審議を十分出し尽くした上で結果を見るのが当然であります。まして我々は初めから言っております。中学校の複合施設の反省に立つというのが大前提にあったはずなんです。執行部はなぜそこを、過去の失敗の例を教訓として生かせなかったか。この動議に賛成しておるのは、私はやらなくていいといいよるのではないんです。みんなやろうとしとるんです。ただし住民の血税を使うのに、審議なくして時間がないからこれでいきますよ、いいんですか、これで。これがまんのう町の執行部の体制ですか。私はそこを言いたい。だから臨時議会でも持って、即対応でき

るように、どうしてそういう議論が十分熟していないのに踏み切ろうとする姿勢に対してこの発議が出た賛成の意見といたします。

○関洋三議長 これをもって、ただいまの修正案に対する討論を終了いたします。

これより、ただいま本屋敷崇君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本屋敷君。

○本屋敷崇議員 議事の部分についてですけれども、提案者としてお願いしたいんですが、提案した部分を打ち消す討論をしていただきたい。ですから、私は理解できない部分が多々ありますよというんですから、賛成する方々にはこうこうこういう部分がもって理解できるのではないですかというような部分で反対討論していただきたいんですが、討論の原則として、提案者の部分を打ち消すための討論というのが原則ですので、その部分を考えて運用していただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○関洋三議長 はい、わかりました。

○三好勝利議員 私の言った部分は、あれは通用せんのですか。私が修正案に対する私の意見を言ったでしょ。これ、皆、個人の私見が十分あります。最後は皆さんの常識ある判断に……。

○関洋三議長 そういうことで、採決に。

○三好勝利議員 打ち切ってやったらええやないですか。

○関洋三議長 打ち切っております。

○三好勝利議員 ほんで何日議論しよんな、これに関して。

○関洋三議長 採決に移りますので、またこの後、原案に対する採決もありますので、そのときの討論もありますのでお願いいたします。続けます。

ただいま提出された修正案について、起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関洋三議長 起立少数であります。

よって、本屋敷崇君ほか1名から提出された修正案は否決されました。

これより、原案に対する討論に入ります。

原案に対する反対討論はありますか。

7番、本屋敷崇議員。

○本屋敷崇議員 修正動議が通りませんでしたので、当然、幼保一元化を含む原案も反対という形になります。

本来であるならば、幼保一元化の部分は修正で除き、ほかの予算においては可決し、粛々と進められていただきたいともありますが、仕方がない部分でありますので、反対討論とさせていただきます。

先ほども述べましたように、幼保一元化施設、約1億5,000万円もの補正、さらに

はきのうの特別委員会の中で、9月議会の補正において太陽光発電を乗せるとなれば、2億円もの補正をかけるにもかかわらず、その金額の精査を町執行部は行っていないのが現状。これは執行部も認めているところです。

先ほどの修正動議においても意見させていただきましたが、他の予算においては、今、まんのう町の財政はとても厳しいんです。そのような答弁が一般質問でも回答として返ってまいります。しかしながら、この建設予算、特に教育長がどちらかというと蚊帳の外に入って、町長が実権を握り、詳細な意見をするような案件においては稟議書もない。行政の中での当然必要なルールを省きながらも、1億5,000万円、2億円という予算が増額されるわけです。そんなことがルール上あり得ますか。執行部の暴走をとめるのが私たち議員の使命なんです。なぜ町民に説明のできない予算を通すことができるのでしょうか。再度、議員諸兄には考えていただきたい。私たちの本分は何なのか。ここは議会というルールにのっとった正当な会議の場であります。税金を支出するには根拠が必要、その大原則、忘れないでいただきたい。だからこそ、執行部が認めている部分、そのあたりはありませんと認めているんですよ。そのような予算を通すことなく、まんのう町の良心としてこの予算案に反対していただけるものと信じ、反対討論とさせていただきます。以上です。

○関洋三議長 本屋敷崇君の反対討論を終わります。

続きまして、議案に対する賛成討論はありますか。

三好勝利議員。

○三好勝利議員 もうさっきからも2回も3回も言うように、先般も何回も何回も議論して議論してここへ来たわけでございまして、これはさっき言った議員の個人的な私見であって、我々はそれを全部は全部と思っておりません。これに至った経緯はいろいろあります。ただし満足にはいっとらんけど、私もきのう委員会において、今後、修正しながら、十分検討しながら、第三者機関も置いてくれと、置くという町長も約束しております。ただ、2億円の予算を追加したからといって、例えば全般のを見て、本町だけでなく全国的に見て、まだまだ上がりますよ。これ、1日も早くせな、幾ら上がるかわからんですよ。そんなのもわからんのやな。ただ自分の思った分を町民に対してアピールして、ええ格好、こんなんでも執行部迷ったらいかんで、ちゃんとやるときはやらなんたら。常識のある町民やっておるわな。これに対する反対する意見もあるやろ。それが反対があって、反対があるほどええものができるんですよ、反対があるほどええものが。ちゃんと執行部聞いときなよ。教育長、聞いとってよ。反対の意見は強いほどええもんができるんですよ。悪い意見じゃないと。ただし、悪い意見じゃないけど、私は賛同はできません。これは全く個人の私見です。

○関洋三議長 これで三好勝利君の発言を終わります。

続きまして反対討論、藤田議員。

○藤田昌大議員 本屋敷議員が詳しく言いましたので、私は議会の手法としてちょっと立場で反対の討論をしたいと思います。

といいますのは、回数は重ねました。ただ、中身があるかないかの問題なんです。休憩、休憩、休憩ばかりとった部分が、1日でも半日でもそうなんです。ただ、回数は重ねましたよ。けども、その中で本当に実のある回答が返ってきたんかということです。ですから、その実のある回答が返ってくれば、予算決算委員会も1日で終わっとるんですよ。そういった部分で言えば、回数を重ねたからええかという、そういう暴論を吐くべきでないんです。やっぱりみんなが納得して、よっしゃ、これやったらせないかんぞという部分に至るはずなんです。僕らもそのつもりで発言してきました。それがなかったのも、ただ回数を重ねたからせないかんとかいう、こういうことは言ったらいけません。議会は言論の府でありますので、質問に的確に答えを返してくれる、こういう会議であればすんなり終わっているはずなんです。議長も御存じやと思いますよ、中身を。そういった部分では、まだまだ回数は重ねましたけれども、内容が不十分であるということで、私はこの補正予算案に、つらいんですけども泣く泣く反対をさせていただきますので、よろしくお願いします。以上です。

○関洋三議長 これをもって、原案に対する討論を終結いたします。

済みません。もう一度、賛成討論を求めます。

賛成討論、合田議員。

○合田正夫議員 私は賛成討論をさせていただく。

私はもう終始、本屋敷議員やみんなが言うことに賛成して、とことん執行部を詰め込みました、きのうまで。最終的な判断は、今から消費税も上がる。子供たちのことを考えると、これはもういたし方ないと。また、執行部もみんなに断りをし、今回のことに対してしっかりとやっていくというので、私は泣く泣く賛成にもうた次第であります。

○関洋三議長 以上で、4番、合田正夫議員の賛成討論を終わります。

もう1人、反対討論ですか。

それでは反対討論、川原茂行君。

○川原茂行議員 本当は先ほどの修正動議を通させていただきたかった。なぜか。ひまわり牛の予算も出てまいります。高篠の小学校もこの議案の中に含まれておる。みんなもろ手を挙げてまんのう町のためにブランド化をしようと。小学校は足りないというのであればきちんとやらなきゃいけない。そういう予算と一緒にしておるから、修正をかけて、それだけ外して、もう少し審議してほしかった。私もこれ、反対するのに申しわけない気持ちだが、本当に複雑な気持ちなんです。そういうものも含めて反対しなきゃいけないんですから。ですから基本的にはこの議場はお互いに執行部と議会が牽制し合って、お互いに議論を出し合って、そして町民の皆さん方に審判をいただく。どうやってまんのう町を引っ張っていくか、未来のまんのうをどこへ持っていくんだという姿が必要な場なんですよ、ここは。だから執行部が、先ほども言いましたが、時間があるにもかかわらずやらなかった。時間がないからというのが、こういうやり方を是正していただかなきゃいけないんです。議会の間違い、人間だから間違いはあるんです。あるのは当然議会が指摘しなきゃい

けない。もう町長以下執行部についていたほうが楽だなという考えで、議会議員の使命を果たせるとは私は思っておりませんので、苦渋の選択ではありますが、この議案に反対いたします。

○関洋三議長 以上で、川原議員の反対討論を終わります。

最後に、賛成討論の発言をもって打ち切らせていただきます。もう1名、最後、賛成討論を求めます。

賛成討論、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 今回の補正の増額の部分ですけど、仲南幼保の増額ということで、これは建てるかどうかということは、3月の定例議会するとき、当初予算として建てるということは満場一致で決まっております。今回の増額の部分については1億5,000万円、これは私も議案が上がってきた部分においては、詳細を聞かなければ納得できないという部分は確かにありました。これで4日間という期間をかけて、執行部のほうからこの増額についての理由を詳細に伺った部分、それから当初の建設についての部分もさまざまな意見があった部分、承知しております。それについても十分に伺いました。それで自分なりに最終的にはどうかということです。個人的に財政が厳しいというふうなことは十分私も承知しております。しかしながら、今後、将来的にまんのう町、財源が厳しい中においてどういうふうなことをやっていくか、私は基本的に教育とか子育ての部分は金を惜しむべきではないという考えを持っております。中身は十分審査しなければならないというのはもちろんです。そういう部分におきまして、この仲南の幼保につきましても、私、4年前からこの議場に籍を置かせていただいておりますけれども、その前からこの仲南の幼保施設は必要であるということはさまざまな人から伺っておりますし、2年前においても、この幼保施設の必要性、地元のほうからも答申が上がっております。そういうことにおきましても、現在において、何年間も検討しておるという事実もありますので、これは建設についてはどこまで審議をするかというふうなこともあります。私はきのうまでの審議におきまして納得しましたので、賛成ということにさせていただきます。

○関洋三議長 ただいまは3番、田岡秀俊君の賛成討論でありました。

これをもって、原案に対する全ての討論を終結いたします。

それでは、先ほどの修正案は否決されておりますので、ただいまより原案を起立により採決いたします。

本案、すなわち議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関洋三議長 起立多数であります。

よって、議案第5号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第14 議案第6号 副町長選任の同意について

○関洋三議長 日程第14、議案第6号 副町長選任の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第6号 副町長選任の同意についての御説明を申し上げます。

副町長、栗田昭彦氏が平成26年6月30日をもって任期満了となったことから、改めて次の者をまんのう町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町四條802番地1、氏名、栗田昭彦、生年月日、昭和26年7月31日。

栗田氏につきましては、4年間の副町長としての実績、また、町職員としての行政経験も豊富でありますので、町長の補佐役として議会对応、PFI問題の早期解決、また、職員の指導監督、そして職員のよき相談相手として頑張っていただきたいと考えております。

なお、任期につきましては、地方自治法第163条の規定により、4年間となっておりますので、平成26年7月4日から平成30年7月3日まででございます。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 栗田昭彦副町長案ですけれども、4年間、副町長として任期をされておりました。今、町長のほうの提案理由がありましたけれども、何点かお聞きしたいと思います。

町長の補佐役という部分ですが、前のPFI特別委員会で、町長が会に出ていたときに、副町長が出席していただいていたわけですが、そのときに委員会としては決議をした。その部分についてどう思うかというような話があったときに、私は副町長です。町長ではありませんので、基本的に何もお答えできませんというような答弁が返ってきたんですけれども、町長として、今後、そのような部分において、副町長にどのような発言を求めるのが一点。

さらにですが、PFI問題の早期解決というのがありましたけれども、どのような部分

を副町長に担っていただき、どのような陣容で早期解決に向けて進めていただけるのかが2点目。

さらには3点目として、行政の手法にたけて行政経験が長いことから町長の補佐役とありますけれども、先ほど来、話になっております不明瞭な行政の執行部分、その部分において副町長はどのように関与するのか、その部分について、3点目がちょっとわかりづらいですかね。本来ですと、先ほど仲南の保育所の話においても、行政としては通常ルールとしてやってはいけないことが何点か委員会の質疑の中でも出てまいりましたよね。設計書の日付をさかのぼって書くとか、契約が切れているにもかかわらず、契約をしているとか、続けているとか、当然、行政ルールの中では許されないことが何点かありましたけれども、今回のことについても、当然あのときには栗田昭彦副町長、おられたわけですね。その部分において、副町長はどのようなことを町長に提言されたのかでいいです。その部分を聞かせてください。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。

私が不在のときのPFI特別委員会での発言がどうもおかしいんじゃないかというようなことですが、今後、2番とも関連をしてくるんでありますが、このPFI問題、非常に重要な問題であり、早期に解決をしていかなければ問題になってまいりますので、今後は、私としては副町長に全権委任をして、早期問題解決に当たっていただきたいと、このように思っております。

ただ、全権委任をいたしましても、もし私の立場でも答えられないような問題もそれはあるかも知れませんので、その点は十分御理解をいただきたいと思います。

2番目の分につきましては、副町長に先頭に立っていただくと同時に、早急に専門家の方も招致をいたしたいと思います。既に議会のほうからも指摘がありましたので、国のほうの誰かを派遣をしていただけないかということも、国会議員を通じて、今、打診をしておるところでありますし、国だけでなく県のほうからも誰か派遣していただけるのであればということで、この議会が終わればすぐに行動に移したいというふうに思っております。

3点目の質問でございますが、我々が手続上の中で工期が過ぎておった問題とか、日付の問題、いろいろ不手際もあったわけですが、なかなか規定どおりに物事が進まないという点もございます。それはなかなか理由にならないと思いますが、先ほども申しましたように、もし選任をいただければ、副町長には職員の監督指導を十分していただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 質疑に対する答弁を終わります。

ほかにありませんか。

川原議員。

○川原茂行議員 先ほど、町長、全権委任ではないけれども、それは町長が答えられな

いようなことは当然副町長も答えられないわけです。

もう一点、町長と副町長と、ここが違うんだというところが一点。

もう一点は、副町長さんは業者の選定、恐らく委員長も兼ねられると思うんです。そういう業者等の選定委員長になられた場合の考え方、今までの対応の仕方、町長さんが見てどうお考えになっておるか。

私はまんのう町のこの業界が複雑多様化になってきたのもいろいろあろうかなと。ましてPFIに絡んだ問題もあろうかと思いますが、その選定した委員長としてどういうお考えをお持ちになって推選されたのか、この2点をお聞きいたします。

○関洋三議長 川原議員、今の委員会というのは指名委員会。

○川原茂行議員 指名選定委員の委員長さんとしての。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 川原議員さんの質問にお答えいたします。

まず第1点目でございますが、町長と副町長の違いということでございますが、それは最終決定権は町長にあるということの大きな違いがあると思います。

また、2番目でございますが、当然選任をいただきますと、副町長が指名委員会の委員長になるわけでございます。まんのう町では規則によりまして、指名委員会というのがございます。各担当課長さんも含めて何名かでその指名委員会を構成しておるわけでございますが、その取りまとめを指名委員長がしておるわけでございます。当然、公平、公正な部分において、また、法律等に基づいて適正なる指名を行っていただきたい、このように思っておりますのでよろしくお願いします。

○関洋三議長 以上で、町長の答弁を終わります。

ほかに。

続けて、川原議員。

○川原茂行議員 済みません。一点、お聞きするのを忘れておりました。

副町長たる方は、やはり執行部と議会との中をどういう立場として、恐らく議会と執行部の中の話にも絡んでこようかと思いますが、それは町長としてどう思われますか、副町長の任務として。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの提案理由の説明でも申し上げましたように、町長の補佐役として議会对応、議会対策等も十分していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、川原議員の質問を終わります。

続きまして、11番、藤田議員の質問です。

○藤田昌大議員 11番、藤田ですが、副町長のこの間の話し合いの中で、ちょっと気になったことが一点あります。というのが、私は事務屋でございますという物の言い方をしました。副町長になれば、事務屋では私はないと思っていますので、やっぱり政治家と

なって、今、川原議員が言ったように、議会と町長との橋渡し役も必要ではないかと私は思っています。ですからそういったものであるのか、政治家として対応するのか、事務屋として対応するのか、それは一番大事なことで、その辺の町長の指導について御答弁願いたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 藤田議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの話の中で、副町長のほうから事務屋でありますという言葉でございましたが、それは副町長になるまで事務経験が役場の職員として長かったということではなかったのかと思いますので、副町長になれば、当然、町長の補佐役として議会对応、議会对策等にも十分努めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 ほかに。

13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 私は別に、これ、町長さん、よう聞いとってよ。反対じゃないですよ。賛成ですよ。ただし、私がお願いしてあるのは、やはり県とか国とか行く場合に、町長は町村会の会長の場合は、やっぱり会長が行くと。ただし、町長は、私がいつも言うように、まんのう町の住民が選んだ町長ですから、助役さんも、ですから、結局、町長でなくして充て職の場合があると思いますけど、そのときは極力副町長に行ってもらって、できるだけ緊急の場合にどうあるべきかは、やっぱりトップがおってもらいたい。

それと、先ほど助役さんの権限云々というけど、それはやっぱり非常に判断のしにくいことやと思います。私もそれは理解できます。ただし、そういう場合が起きたらいけないので、何かの場合は、結局、町長は本当に常駐していただいて、副町長であるナンバー2が充て職の場合は行ってもらおうと。ただし、私が言ったように、会長で、その会長が権限握って県内の行政をおさめる場合にどうあるべきかというのは、これは大事なことです、対外的なものも、本町だけでは生きていけませんから。ただしその辺は十分副町長と相談して、私は賛成だけど、それを希望しておきます。ぜひともお願いします。

○関洋三議長 それができるかできないかの質疑でええんですか。

○三好勝利議員 いいや、結構ですよ。してくれるのはわかっとるから返事は要らん。こんな常識の問題や。

○関洋三議長 それではほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 反対の立場で討論させていただきます。

町長の提案理由の部分はよくわかりますし、質問にも答えていただいたわけではあります。今回の仲南保育所の部分においても、6月議会において、事務的に間違っていることがあるのではないですかということも、再三再四、副町長のほうには提言させていただきました。当然、町長並びに私たちは事務経験が乏しく、そういった行政ルールの部分においては町長並びに私たち議員よりもまさる部分でありますから、行政ルール上、間違っているのであれば、それを町長ないし議会のほうに提言するのが副町長のお仕事ではないですかと言わせていただいております。

しかしながら、先ほど町長の話にもあったように、副町長から提言があったのかどうかは答えとしてありませんでしたが、結果として、行政ルールの部分で逸脱した方法で話が進んできてしまっているという状況を考えれば、町長の補佐役、さらにはブレーキ役としてその立場としての重責が副町長に担えるのかどうか。人間的な部分で言えば、とても人柄もよく、私も大好きな方ではありますが、職責としての部分で疑念を持たざるを得ないということです。泣く泣くではありますが反対とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 以上で、本屋敷崇君の反対討論を終わります。

続きまして、賛成討論ありますか。

13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 反対と賛成が大体さっきからずっと同じで、町民の方も聞き苦しいと思いますけど、私も個人的に考えてみますと、いろいろ長所、短所はあると思いますけど、過去の実績から見て、ある事業について、本当にここ一番で、1億数千万円の事業を本当に放るかどうかというときに奔走していただいて、そういう経緯も持っています。だから本当に芯の強い性格も持ってますし、初めはどうだろうかという疑心暗鬼は持っておりました。でもやはり何回も何回も討議を重ねて、さっきも町長がお願いしたように、町長はできるだけここでおっていただいて、緊急の場合に判断してもらおうと。でも助役さんに代理でも行ける点は行っていただきたいということをお願いしたら、そうしますという約束をとっております。彼も言ったように、人間的には悪くないです。だけど人間が悪くないから全てええかということ、そうじゃないです。ただし、助役としてこれからは奮起一転して、まんのう町のために全力を尽くして、さっきも言ったように、議会とのパイプ役、それから出張のときは率先して行けるところは行って対応するということを私は言明に約束しておりますから、大賛成します。以上です。

○関洋三議長 三好勝利君の賛成討論を終わります。

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　　ないようです。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号 副町長選任の同意についての件は、起立により採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　　異議なしと認めます。

よって、議案第6号 副町長選任の同意については、起立により採決いたします。

これより、議案第6号 副町長選任の同意についての件は、起立により採決いたします。
本案に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関洋三議長　　起立多数であります。お座りください。

よって、議案第6号 副町長選任の同意については原案を同意することに決しました。

日程第15 議案第7号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意について

○関洋三議長　　続きまして、日程第15、議案第7号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長　　ただいま上程されました議案第7号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意についての御説明を申し上げます。

監査委員、増田忠次氏の任期が平成26年6月28日をもって満了となったため、改めて次の者をまんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町中通852番地2、氏名、増田忠次、生年月日、昭和23年6月15日。

なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定によりまして4年となっておりますので、平成26年7月4日から平成30年7月3日でございます。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長　　これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　　これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第7号 監査委員（識見を有する委員）選任を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 監査委員（識見を有する委員）の選任を同意することに決しました。

日程第16 議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について

○関洋三議長 日程第16、議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意についての件を議題といたします。

本件については、除斥に該当しますので、地方自治法第117条の規定により、13番、三好勝利君の退場を求めます。 （三好勝利議員退席 午前11時35分）

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意について御説明を申し上げます。

次の者をまんのう町監査委員に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町七箇2762番地2、氏名、三好勝利、生年月日、昭和18年11月9日。

なお、委員の任期につきましては、地方自治法第197条で議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によると定めております。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意については、原案を同意することに御異議ありませんか。

〔「起立採決お願いします。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 起立採決の発言がありますので、これより議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意についての件は、起立により採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○関洋三議長 起立多数であります。

よって、議案第8号 監査委員（議会選出監査委員）選任の同意については、原案を同意することに決しました。

除斥を解きます。三好勝利君の入場をお願いします。

（三好勝利議員着席 午前11時41分）

なお、議会選出各種委員、協議会委員については、ただいま三好勝利君が議会選出監査委員となりましたので、県道丸亀三好線改良推進協議会委員後任には、白川皆男君にお願いしたいと思います。

ただいまから休憩をとります。午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程審議の前に、一点、お諮りを申し上げたいと思います。

先ほど信任されました副町長、栗田昭彦さんの入場を許可したいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 それでは入場をお願いいたします。

それでは続きまして、副町長、栗田昭彦君に御挨拶をお願いしたいと思います。

副町長、栗田昭彦君。

栗田副町長 失礼いたします。

先ほどは私の選任の同意をいただきましてありがとうございます。終始一誠意の気持ち

を持ちまして職務に励んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、選任に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、副町長、栗田昭彦君の挨拶を終わります。

日程第１７ 選挙第１号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○関洋三議長 それでは日程第１７、選挙第１号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。

まんのう町選挙管理委員及び同補充員については、任期満了に伴い、地方自治法第１８２条第１項及び同条第２項の規定により、選挙管理委員４名、同補充員４名を議会において選挙するものであります。任期につきましては、平成３０年７月３日までの４年間であります。

これより、まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

それでは指名いたします。

それでは選挙管理委員として、委員、住所、まんのう町中通８４５番地、宮地正、昭和１８年１月８日生まれ。続きまして、まんのう町七箇１９１４番地１、森藤勉、昭和２２年２月７日生まれ。続きまして、まんのう町炭所西１４７９番地１、千葉明子、昭和２８年６月２１日生まれ。次、まんのう町吉野下２９８番地、秀石修二、昭和２４年６月３日生まれ。

同補充員といたしまして、１番、まんのう町岸上９９１番地、横関保、昭和１９年３月１６日生まれ。２番、まんのう町吉野１９４１番地２、森本房男、昭和２３年９月２７日生まれ。続きまして、３番、まんのう町大口２８３番地、中矢実、昭和２８年９月９日生まれ。４番、まんのう町造田１５７３番地３、田中淳、昭和２８年１０月２２日生まれ。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました選挙管理委員４名、同補充員４名を当選人と定

めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員に、宮地正君、森藤勉君、千葉明子さん、秀石修二君。同補充員に、1番、横関保君、2番、森本房男君、3番、中矢実君、4番、田中淳君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定による当選の告知は、後刻、本人宛てに行うことにいたします。

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○関洋三議長 続きまして、日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法を根拠として、人権に関する啓発活動や相談活動を行っており、全国の市町村を区域に設置されております。まんのう町におきましては、現在、8名の人権擁護委員が法務大臣より委嘱されておるところであります。

また、人権擁護委員の任期は3年ですが、仲南地区、林綾子氏、満濃地区、曾我部照代氏、同地区、秀石通子氏が、平成26年9月30日をもって任期満了になりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、改めて次の者3名の方を人権擁護委員に推薦するものでございます。

まず第1番目、住所、まんのう町七箇1550番地1、林綾子、生年月日、昭和22年7月20日生まれ。続きまして、まんのう町吉野下298番地、秀石通子、昭和25年8月14日生まれ。続きまして、まんのう町炭所西1382番地、曾我部照代、昭和24年1月16日生まれ。

3名の方々は、地域において積極的にさまざまな活動に参加し、地域社会で信頼されております。人権に対する理解に加え、誰からも慕われる人格や見識及び中立公正さを兼ね備えておることから適任であると考えております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。
お諮りいたします。

ただいま議題になっております諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに決しました。

日程第19 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第19、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査することに決定いたしました。

ここで、議案整理のため13時25分まで休憩をいたします。よろしくお願いします。

休憩 午後1時12分

再開 午後1時25分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

追加日程第1 栗田町長不信任動議について

○関洋三議長 町長、栗田隆義君の不信任の動議が出ておりますので、追加日程第1、町長、栗田隆義君の不信任の動議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、本屋敷崇議員。

○本屋敷崇議員 まんのう町長の不信任決議案。

上記の議案を地方自治条第115条の2及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定

により提出します。

提出者、本屋敷崇。賛成者、川原茂行氏。

提案理由。以下のようなことから、不信任に値すると考える。

1、行政ルールを逸脱した行政手法。

公文章である設計書の改ざん。公金を支出するに当たり事業費の精査を行わない。競りを原則とする公共事業発注の無視。行政組織を逸脱した町長本人の介入。

2、議会制民主主義を阻害する議会軽視の行政手法。

大事な予算を3月補正に組み込み、議論の時間的余裕をなくす。一度低い金額で議会を通し、その後、増額を行う。反省をせず、同じことを繰り返す姿勢。失敗をし、反省の弁を述べるも、再度、同じことを行う。

ただいまの説明を少しつけ加えさせていただきます。

まず、行政ルールを逸脱した行政手法であります。PFI事業においても、今回の仲南地区幼児施設整備事業においても、本来、事業の整合性を担保し得る設計書の日付等をルールどおりに行っていないことは既にわかっており、多額の公金の支出をするにもかかわらず、事業費の精査を行わずに業者に丸投げの状態である。

また、公平性を担保し、最小の経費で最大の効果を期待することから行われている入札行為も、今回の仲南地区幼児施設整備事業においては、簡易型プロポーザルという金額点を考慮しない手法を使い、金額の一番大きなところが落札し、その手法の正当性を示すものはない。

さらには、行政組織上、教育委員会の所管にもかかわらず、金額の大きな工事に至っては教育長は蚊帳の外であり、一部の担当者と町長みずからが業務に当たり、広くほかの職員の知るところではないこととなっているのも理解できない。

多くの事業においては財源が厳しいといいながら、このような事業においては何億円という数字が裏づけもなく増額されるというのは納得がいくものではない。

次に、議会制民主主義を阻害する議会軽視の行政手法として、大事な予算や大きな予算、町長の関与が深いと思われるものは前年度の補正予算で繰り越し、時間的余裕をなくし、時間がないから可決をお願いするという裏技、さらにはPFI事業においても事業費が上がるのではないといいながら増額したことは記憶に新しく、今回の事業においても同ような手法を使うのは、正当な議会活動を阻害するものでしかない。

以上のようなことも一度ならばまだ知らず、PFI事業において大きな失敗をしており、その際に上記のようなことは今後ないと明言しておりながら、説明のできない予算を通すために同じことを繰り返し、反省の色が全く見えない。

このようなことで、町民に対し信任を求めることができるのでしょうか。言えるわけがないのは多くの議員諸兄、さらには町民の皆さんに御理解いただければ、賛同していただけるものと思っておりますので、ここに町長不信任を提出いたします。以上。

○関洋三議長 これをもって、7番、本屋敷崇君の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。提案者に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次に、町長から本件について一身上の弁明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 一言、私の意見を述べさせていただきます。

私はまだほんの2カ月余り前のことでございますが、本年4月の町長選挙におきまして、4年に1度の町民の皆様方の審判を受けたところでございます。これは議員の皆さん方も同じであろうと思います。その結果、無投票で3期目の当選をさせていただきました。

PFI事業の満濃中学校改築等では、町民の皆様方に大変御心配、御迷惑をおかけいたしておりますが、8年間の町政運営の評価として、引き続き頑張ってくださいとの町民の信任をいただきました。

私といたしましては、今後とも、議会の議論を真摯に受けとめ、また、議会の議決に従いまして、全ては町民のため、町政発展のため、元気まんまんまんのう町、改革と協働、輝きの町実現のため、全力を挙げて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 以上で、町長、栗田隆義君の一身上の弁明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております町長、栗田隆義君の不信任の動議は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、町長、栗田隆義君の不信任の動議は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これから、町長、栗田隆義君不信任の動議を採決します。

この採決は投票採決によって行います。町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。ただいまの出席議員16名であり、議員数の3分の2以上です。また、同意は4分の3の12名です。

それでは投票採決を行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○関洋三議長　ただいまの出席議員数は１６名です。

次に、立会議員を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に１番、竹林昌秀君及び２番、川西米希子君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○関洋三議長　念のために申し上げます。投票は無記名です。自分の名前を書かないようにしてください。投票用紙には、本不信任案に賛成の場合は賛成を、本不信任案に反対の場合は反対を記入してください。また、白票の取り扱いについては、これを無効といたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○関洋三議長　投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○青野議会事務局長　それでは、名前を呼ばさせていただきます。

１番、竹林昌秀議員。２番、川西米希子議員。３番、田岡秀俊議員。４番、合田正夫議員。５番、三好郁雄議員。６番、白川正樹議員。７番、本屋敷崇議員。８番、白川年男議員。９番、白川皆男副議長。１０番、大西樹議員。１１番、藤田昌大議員。１２番、松下一美議員。１３番、三好勝利議員。１４番、大西豊議員。１５番、川原茂行議員。１６番、関洋三議長。

○関洋三議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

１番、竹林昌秀君及び２番、川西米希子君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開　票〕

○関洋三議長　それでは、投票の結果を報告します。

投票総数１６票、これは先ほど出席議員数に符合しております。そのうち有効投票１６票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成票４票、反対票１２票、以上のとおりです。

この投票の特別多数議決は４分の３であり１２票です。したがって、町長、栗田隆義君の不信任の動議は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○関洋三議長 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成２６年第２回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後１時４７分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 7 月 4 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員